

令和6年度頑張る新規就農者応援事業（多様な担い手確保PR事業）業務委託  
質問に対する回答

番号	質問項目	質問内容	回答
1	企画提案競技募集要領 記載内容について	プレゼンテーションの実施にあたって、企画提案者が多数となった場合には、事前に書類審査を行うとありますが、書類審査はいつまでに結果をいただけますでしょうか。	8月21日（水）までに書類審査の結果をお伝えいたします。
2		パソコン、プロジェクター等を使用する場合には、事前に連絡をとりますが、いつのタイミングでご報告が必要でしょうか。	企画提案書をご提出いただく際に併せてご報告をお願いいたします。
3		セミナーと体験会の開催順に指定はありますでしょうか。	指定はありません。
4		セミナーに関して、オンラインのみでの開催、もしくは同時オンライン配信を想定して設計することは可能でしょうか。	オンラインのみでの開催は想定しておりません。 会場開催と同時にオンライン配信を実施することは可能とします。
5	仕様書記載内容について	年末から年明け時期を体験会時期と想定した場合、作物の状況など冬の時期は圃場が使用できない時期もあると考えられます。体験会はいつからいつ頃までが実現可能でしょうか。	露地栽培だけでなく、施設栽培等も含めると9～3月まで実施可能かと思われます。
6		農業体験会については参加人数の目標数は設定されていますでしょうか。もしくはこちらで設定可能でしょうか。	30人を目標数としております。
7		取材、動画撮影、セミナー登壇および、農業体験にご協力いただく女性農業者の方の選定は貴部署にてすでにお済みでしょうか。もしくは今後選定となる場合、選定からご連絡、調整等は貴部署、弊社間での役割分担が必要になるかと思えます。貴部署で実施いただける部分をご教示いただけますでしょうか。	現在選定中です。 選定、依頼に係る連絡は委託業者様と連携を図りながら農業支援課にて行います。その後の実施時期、内容等の調整は委託業者様にて行っていただきます。

8		<p>すでに女性農業者候補者が確定している場合、事前にこちらのご質問で就農歴、作物、家族経営もしくは単身などご情報を伺うことは可能でしょうか。企画提案に反映させたく、確定している場合はご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>候補者について現在選定中です。想定している候補者像として、当課ホームページにて公開しております「活躍する埼玉青年農業者特集」を参考にさせていただければと思います。</p>
9		<p>協力いただける女性農業者の方は何名程度候補としていらっしゃいますでしょうか。</p>	<p>のべで8名程度を候補としております。 ※インタビュー3名程度、動画1名程度、セミナー登壇3名程度、農業体験会講師1名程度</p>
10		<p>報告書について、業務に要した事業費等の算出は事前の御見積通りに進行させていただく予定ですが、算出のためのフォーマットはありますでしょうか。</p>	<p>特に様式等はございません。</p>
11	<p>本事業の実績について</p>	<p>本事業は、何回目（何年目）の実施となりますか？ 過去実績がある場合、前回実施時の課題について教えてください。 また、これまで どのような事業者様が受託されていらっしゃったのかを教えてください。</p>	<p>本事業は令和6年度より初めて実施するものです。 過去の実績はございません。</p>
12	<p>セミナーの開催について</p>	<p>セミナーは、オンライン開催を交えたご提案も可能でしょうか？</p>	<p>オンラインのみでの開催は想定しておりません。 会場開催とオンライン配信を併用することは可能とします。</p>
13		<p>セミナーの目安時間や具体的な流れの想定はございますか？</p>	<p>セミナーは約2時間程度を想定しております。 セミナーの具体的な内容について、下記の通り想定しております。 ・埼玉県職員による県内就農支援策の説明 ・県内のモデル的女性農業者による講演 ・質疑応答 ただし、県内で新規就農する魅力を発信し新規就農者を確保する（主に女性）という目的に沿っていれば、時間や内容について当課想定通りでなくても構いません。</p>

14		県内の女性農業者は、県からご紹介いただくことは可能でしょうか？	可能です。契約後、委託先事業者様と打合せをさせていただく予定です。
15		セミナーや体験会告知に際しては、埼玉県が持つ広報手段も活用させていただきますか？	活用可能です。埼玉県ホームページ等での告知が想定されます。ただし、ホームページ以外（県広報紙やSNS等）には必ずしも掲載できるわけではありません。
16		県の会場施設をお借りすることは可能でしょうか？	可能です。開催規模や時期によって会場の確保ができない場合もございます
17		農業体験会については参加者が現地を訪問して開催する想定かと認識していますが、こちらは旅行業に該当しますでしょうか。	参加者が現地集合、現地解散する場合（運送や宿泊サービス等を提供しない場合）は旅行業に該当しません。